「特定口座」に公社債等を受け入れることができます!

「特定口座」において、「国債や地方債などの公社債の利子や売却による所得」を 「上場株式の配当や売却による所得」と合わせて計算できるようになります。

既に保有している一定の公社債等についても、「特定口座」に受け入れることができますが、一定の期間に、 所定の<u>手続が必要</u>となります。詳しくは、裏面をご覧ください。

平成28年1月1日以後、特定公社債(注1)・公募公社債投資信託等(以下「特定公社債等」といいます。)の利子・ 収益分配金や売却などによる所得が申告分離課税(20%(所得税15%(注2)、住民税5%))の対象とされ、これらの 所得間、上場株式・公募株式投資信託等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)及び譲渡所得等と の損益通算並びに特定公社債等の譲渡損失の金額についての繰越控除ができることとされました。

これに伴って、金融商品取引業者等に開設した特定口座に、その特定口座を通じて取得した特定公社債等(既 に保有しているものについては、裏面をご覧ください。)を受け入れることができるようになります。また、特定口座 のうち源泉徴収口座には、その金融商品取引業者等を通じて支払を受ける特定公社債等の利子・収益分配金も 受け入れることができるようになります。

- (注1) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注2) 平成25年から平成49年までの間に生ずる所得についての所得税の確定申告や源泉徴収の際には、このリーフレットに 掲載の所得税のほかに、復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)が課されます。

○ 平成 28 年 1 月 1 日以後の特定口座の概要

特定口座 (源泉徴収口座)

《利子所得》

公募公社債投信の収益分配金

特定公社債の利子

《上場株式等に係る譲渡所得等》

特定公社債の譲渡(償還)損益

- 公募公社債投信の譲渡(解約・償還)損益
- 上場株式の譲渡損益
- ・公募株式投信の譲渡(解約・償還)損益

《配当所得》

- ・上場株式の配当
- 公募株式投信の収益分配金

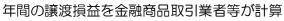
年間の譲渡損益、利子及び配当所得を金融商品取引業者等が計算(譲渡損と通算)し、 源泉徴収(所得税15%、住民税5%)

特定口座(簡易申告口座)

《上場株式等に係る譲渡所得等》

特定公社債の譲渡(償還)損益

- 公募公社債投信の譲渡(解約・償還)損益
- ・上場株式の譲渡損益
- 公募株式投信の譲渡(解約・償還)損益





確定申告」 又は 「申告不要」

を選択

確定申告

経過措置による特定口座への受入れの手続

特定口座に受け入れることができる特定公社債等は、原則として、その特定口座を通じて取得するものに限られますが、既に保有している特定公社債等についても、一定の期間に手続をすることで、下記2の区分に応じて、特定口座に受け入れることができる経過措置が設けられています。

1 経過措置による特定口座への受入れの概要



2 経過措置により特定口座へ受け入れることができる特定公社債等

《平成28年1月1日において金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れることができるもの》

X	分	内容	取得価額	手 続
①特定取得上場株式等 ②一般取得上場株式等		その金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の他の保管口座に、その取得(平成27年12月31日以前の取得で、特定取得(注2)に限ります。)後直ちに振替口座簿への記載等がされ、その後引き続き継続して振替口座簿への記載等がされていることその他一定の要件を満たす特定公社債等	実際の取得価額 (他の保管口座において管理 されている価額)	【期間:平成27年12月31日まで】 【手続の内容】 他の保管口座を開設している金融商品取
		その金融商品取引業者等に開設されているその居住者等の他の保管口座に、平成27年6月30日以前から引き続きその金融商品取引業者等の振替口座簿への記載等がされている特定公社債等(①を除きます。)	他の保管口座の振替口 座簿への記載等がされた 日における次の価額 ・公社債 「発行価額、売出価額」 ・投資信託 「基準価額」	引業者等の営業所の長へ依頼をする必要が あります。

《**平成28年1月1日から12月31日までの間に**金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座に受け入れることができるもの》

区分	Ì	内	容	取得価額	手 続
③特 上場株式	例 (等	その特定口座を 住者等が有する特 28年1月1日以後に 業者等を通じて特定時 びに①及び②を除きま	その金融商品取引 双得がされたもの並	実際の取得価額 (取引報告書などの価額)	【期間: 平成28年1月1日~12月31日】 【手続の内容】 その特定口座が開設されている金融商品 取引業者等の営業所の長に、「特例上場株式 等保管等委託依頼書」及び「取得に要した 金額等が記載された一定の確認書類(取引報 告書など)」を提出する必要があります。

- (注1) 「他の保管口座」とは、特定口座以外の有価証券の振替口座簿への記載等に係る口座をいいます。
- 注2) 「特定取得」とは、その金融商品取引業者等への買付けの委託(買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)による取得、その金融商品取引業者等からの取得又はその金融商品取引業者等が行う取得勧誘若しくは売付け勧誘等に応じたことによる取得をいいます。
- (注3) ①から③までのうち、特定口座に受け入れることができる特定公社債等は、金融商品取引業者等によって異なる場合がありますので、詳しくは、取引している金融商品取引業者等にお問い合わせください。
- (注4) 相続等により取得した特定公社債等についても、一定の手続により特定口座に受け入れることができる経過措置が設けられています。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー(よくある税の質問) 【www.nta.go.jp/taxanswer】を提供しておりますので、是非ご利用ください。